

青森県報

号外第二十四号

平成三十一年
三月二十五日
(月曜日)

目次

規 則

○青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則… (税 務 課) … 一
○青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則… (同) … 一

告 示

○青森県屋外広告物条例の規定による禁止区域等の指定の改
正… (都 市 計 画 課) … 四
○農業災害補償法による本県の業務の規模の基準の廃止… (団 体 経 営 改 善 課) … 四

規 則

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第十九号

青森県核燃料物質等取扱税条例の施行期日を定める規則

青森県核燃料物質等取扱税条例(平成三十年十二月青森県条例第七十四号)の施行期日は、平成三十一年四月一日とする。

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則をここに公布する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県規則第二十号

青森県核燃料物質等取扱税条例施行規則

(趣旨)

第一条 青森県核燃料物質等取扱税条例(平成三十年十二月青森県条例第七十四号。以下「条例」という。)の施行については、青森県税条例施行規則(昭和三十四年五月青森県規則第六十一号)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。
(申告書等の様式)

第二条 次の各号に掲げる申告書等の様式は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一 条例第七条第一項及び第二項の申告書並びに同条第三項の修正申告書 第一号様式

二 核燃料物質等取扱税更正(決定)書 第二号様式

附 則

この規則は、平成三十一年四月一日から施行する。

第 1 号 様 式 (第 2 条 関 係)

核燃料物質等取扱税 申 告 書
修正申告書

受付印	年 月 日	※ 処理 項目	発 信 年 月 日	徴収番号
	領域県民局長 様	通信日付印	確認印	
主たる事務所の所在地				
事業者 名称及び代表者の氏名				
法人番号				
この申告の担当課名及び担当者氏名並びに電話番号				
事務所 在 地 称				
核燃料物質等の取扱いの区分				
課税標準の算定期間				
原子炉への核燃料の挿入年月日				
区 分	課税標準 ()	税 率 ()	税 額 (円)	
申告 申 告 額	・			
修正申告額	①			
修正申告額	②			
修正申告額	この申告により納付すべき税額	①-②		
(増差税額) 納付年月日				
課税標準に関する明細				
備考				

注 1 ※印の欄は、記載しないこと。

2 「法人番号」欄は、法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 2 条第 1 5 項に規定する法人番号をいう。）を記載すること。

3 「核燃料物質等の取扱いの区分」欄は、「濃縮」、「原子炉の設置」、「核燃料の挿入」、「使用済燃料の受入れ」、「使用済燃料の貯蔵」、「廃棄物施設」又は「廃棄物管理」のいずれかを記載すること。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別紙 1 (原子炉の設置又は核燃料の挿入以外の場合)

課税標準に関する明細

月	当該月において濃縮に より生じた 製品ウラン の重量 (kg)	当該月にお いて受け入 れた使用済 燃料に係る 原子核分裂 をさせる前 のウランの 重量 (kg)	当該月の末日 現在における 使用済燃料の 貯蔵に係る使 用済燃料に係 る原子核分裂 をさせる前の ウランの重量 (kg)	当該月の末日 現在にお ける廃棄体 に係る容器 の容量 (m ³)	当該月の末日 現在にお けるガラス 固化体に係 る容器の数 量 (本)	備 考
	・	・	・	・		
	・	・	・	・		
合計 ①	・	・	・	・		
①×1/12						
備 考						

注 1 使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、平成 1 8 年 9 月 2 7 日以前に再処理施設に受け入れた使用済燃料の貯蔵に係る使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を除いた重量とすること。

2 廃棄体に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、当該容器が日本工業規格に定められている容量に該当する場合に、当該容器の容量は、当該容器に係る日本工業規格の呼び容量とすること。

3 ガラス固化体に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量は、青森県核燃料物質等取扱税法附則第 6 項の規定によりガラス固化体とみなされるものに係る原子核分裂をさせる前のウランの重量を含むこと。

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 縦長とする。

別紙2 (原子炉の設置又は核燃料の挿入の場合)
課税標準に関する明細

発電用原子炉名		課税標準の算定期間の末日		年 月 日	
発電用原子炉の熱出力		千kw			
発電用原子炉への核燃料の挿入の区分		条例第3条第2項第		号該当	
課税対象核燃料(新規挿入分)		再挿入分体数		既挿入分体数	
挿入核燃料の数①	核燃料の単価②	核燃料の価額③	⑤	⑥	挿入核燃料の合計体数⑦
体	円	円			
平均単価④		計(課税標準額)		円	
体	円/体	円		円	

- 注1 発電用原子炉ごとに別様とすること。
- 2 「発電用原子炉への核燃料の挿入の区分」欄には、青森県核燃料物質等取扱条例第3条第2項各号に掲げる場合のいずれかを記載すること。
- 3 「課税対象核燃料(新規挿入分)」欄には、初めて発電用原子炉に挿入された核燃料で、今回課税対象となるものについて記載すること。
- 4 「再挿入分体数」欄には、既に核燃料物質等取扱税が課税された核燃料で、再び発電用原子炉内に挿入されたものの数量について記載すること。
- 5 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

第2号様式 (第2条関係)

核燃料物質等取扱税 更正 書
決定(加算金決定)

様

地方税法及び青森県核燃料物質等取扱条例の規定により、更正・決定したから通知します。

納付すべき税額等の合計額を指定納期限までに青森県指定金融機関、青森県指定代理金融機関又は青森県収納代理金融機関へ納めてください。

年 月 日

地域県民局長 [印]

事業所名	所在地	課税標準の算定期間	原子炉への核燃料の挿入	法定申告納期限	申告書提出年月日	年月日
		年 月 日から 年 月 日まで	年 月 日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
核燃料物質等の取扱いの区分						
更正・決定	①					
既に納付の確定している額	②					
差引過不足額	①-②	③				
区分		算定の基礎となる税額(円)	率	加算金額(円)		
過少申告加算金	④	()	()			
不申告加算金	⑤	()	()			
重加算金	⑥					
この更正・決定により納付すべき税額等の合計額	③+④+⑤+⑥					
指定納期限		年 月 日	徴収番号			

差引不足税額を納付する際には、法定納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に
 じ、差引不足税額に年14.6パーセント（ただし、法定納期限の翌日からこの差引不足税額
 の指定納期限の翌日から1月を経過する日までの期間については、年7.3パーセント）の
 割合（当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1
 パーセントの割合を加算した割合（以下「特別基準割合」という。）が年7.3パーセントの
 割合に満たない場合には、その年（以下「特別基準割合適用年」という。）中においては、
 年14.6パーセントの割合を加算した割合（当該特別基準割合適用年における特別基準割合に年
 7.3パーセントの割合を加算した割合とし、年7.3パーセントの割合にあっては当該特別基
 準割合に年1パーセントの割合を加算した割合（当該加算した割合が年7.3パーセントの
 割合を超える場合には、年7.3パーセントの割合）とします。）を乗じて計算した延滞金額
 を加算して納付しなければなりません。
 この場合、税額に1,000円未満の端数があるとき、又は全額が2,000円未満であるときは、
 その端数又は全額を切り捨てます。また、算出した延滞金額に100円未満の端数があると
 きはその端数を切り捨て、算出した延滞金額が1,000円未満であるときはこれを切り捨て
 ます。

◎ この処分不服がある場合には、この更正・決定書を受け取った日の翌日から起算し
 て3月以内に知事に対して審査請求をすることができます。

この処分取消しを求める訴えは、前記の審査請求に対する裁決の送達を受けた日の
 翌日から起算して6月以内に県を被告として（知事が被告の代表者となります。）提起す
 ることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起
 することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3月を経過して
 も裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる著しい損害を避け
 るため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき
 は、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

注1 「過少申告加算金」及び「不申告加算金」欄の括弧内の数値は、それぞれ過少申告
 加算金又は不申告加算金の算定において加重される部分の計算に用いられる数値です。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

告 示

青森県告示第百九十三号

昭和五十一年六月十九日青森県告示第四百六十一号（青森県屋外広告物条例の規定
 による禁止区域等の指定）の一部を次のように改正する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

第一号3の(七)中「東津軽郡外ヶ浜町字蟹田高銅屋二の一七」を「県道鯉ヶ沢蟹田線
 交点（東津軽郡外ヶ浜町字蟹田中師苗代沢四の一三）」に改め、同号4の(二)中「八戸
 南道路」を「八戸・久慈自動車道」に、「上北道路」を「上北自動車道」に改める。

附 則

この告示は、平成三十一年四月一日から施行する。

青森県告示第百九十四号

平成十五年五月十四日青森県告示第三百五十三号（農業災害補償法による本県の業
 務の規模の基準）は、廃止する。

平成三十一年三月二十五日

青森県知事 三 村 申 吾

（発行所・発行人）
 青森市長島一丁目一番一
 号 青 森 県

（印刷所・販売人）
 青森市第二問屋町三丁目一
 番七七号 東奥印刷株式社

毎週月・水・金曜日発行
 定価小口一枚二付十五円四十四銭